

津市こども料理体験教室補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 28 日訓第 54 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日訓第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の地域住民によって構成される団体（以下「団体」という。）が実施するこども料理体験教室を支援することにより、児童の健全な育成を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「こども料理体験教室」とは、児童が主体的に調理に参加することによって当該児童の自立及び成長を促すことを目的とする料理教室で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市の区域内で実施するものであること。
- (2) 本市の区域内に住所を有する小学生以下の児童（本市の区域内に存する小学校又は義務教育学校の前期課程に通学する児童を含む。）が 10 人以上参加するものであること。
- (3) 児童の保護者又は団体の構成員が児童の調理作業を見守りながら進行するものであること。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「こども料理体験教室補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、こども料理体験教室を実施する団体で、当該こども料理体験教室の実施に関し、この要綱に基づく補助金以外の金銭援助を本市又は他の地方公共団体から受けていないものに対し、こども料理体験教室の実施に係る費用をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、こども料理体験教室 1 回の実施につき 2 万円を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 一の団体に係る補助金の交付は、同一年度につき3回を限度とする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、こども料理体験教室を実施する日の20日前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の規約又はこれに類する書類
- (2) 団体の構成員名簿
- (3) 団体の活動実績を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、こども料理体験教室を実施した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、当該実施に係る費用を支払ったことを証する書類の写しを添えてこれを行わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓第39号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。